

島根県報

号外第七三号
平成十四年六月二十八日
(金曜日)

告示

島根県立病院使用料及び手数料条例第二条第三項の規定による使用料及び手数料の額の一部改正

告示

島根県告示第六百二十五号

島根県立病院使用料及び手数料条例第二条第三項の規定による使用料及び手数料の額の一部を次のように改正し、平成十四年八月一日から施行する。

平成十四年六月二十八日

島根県知事 澄田信義

非紹介患者初診時加算料の項の次に次のように加える。

再診時特定療養費 一回につき 四百二十円

ただし、公費負担医療制度の受給対象者を除く。

平成14年 6月28日

島根県報

号外第 73 号 (2)

平成十四年六月二十八日発行

発行者

島

根

県

印發行所

松江市学園南町

松島陽根印刷所

定価一箇月
金一千四百二十円

(送料共)

毎週火・金曜日発行